

新潟市文化施設の活性化のために実施する入館料等の減免に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、市が所管する文化施設のうち入館料、観覧料、入場料等（以下「入館料等」という。）を徴収する施設について、その入館料等を減免することで文化施設を訪れる方々を増やし、もって文化施設の活性化を図るため、入館料等の減免を行う対象者、内容、手続その他必要な事項を定めるものとする。

（対象の文化施設）

第2条 この要綱において、入館料等の減免の対象となる文化施設は、次の表のとおりとする。

水の駅「ビュー福島潟」、新潟市會津八一記念館、新潟市旧齋藤家別邸、
新潟市文化財旧小澤家住宅（北前船の時代館）、新潟市水族館（マリニピア日本海）、
新潟市美術館、新潟市歴史博物館（みなとびあ）、新潟市マンガ・アニメ情報館、
新潟市新津美術館、新潟市新津鉄道資料館、
新潟市しろね大風と歴史の館、重要文化財旧笹川家住宅、新潟市曽我・平澤記念館、
新潟市潟東樋口記念美術館、新潟市潟東歴史民俗資料館、
新潟市澤将監の館、新潟市中之口先人館

（減免を行う対象者、内容及び文化施設）

第3条 入館料等の減免を行う対象者・団体（以下「対象者」という。）、減免の内容及び減免を行う文化施設については、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、別に減免の内容を定めている場合は、その減免の内容を適用する。

対象者	減免の内容	減免を行う文化施設
新潟市観光・文化検定（ニイガタ検定）1級合格者	本人は、免除 その同行者は、団体の料金	前条に掲げる文化施設すべて
新潟市観光・文化検定（ニイガタ検定）2級合格者	本人及び同行者は、団体の料金	前条に掲げる文化施設すべて
タクシー運転手 観光バスの運転手・添乗員 旅館・ホテルのバス等（事業用自動車に限る。）の運転手 ベロタクシーの運転手	本人は、免除（本人がその業務において乗客を文化施設に連れて来る場合に限る。）	前条に掲げる文化施設すべて
観光等で訪れる方を地域で案内する団体（以下「ガイド団体」という。）に所属するガイド（新潟シティガイドなど）	本人は、免除 その同行者は、団体の料金	前条に掲げる文化施設のうち、ガイド団体が活動する地域内にある施設

にいがた観光親善大使	免除（任期期間に限る）	前条に掲げる文化施設すべて
ふるさと新潟市応援寄附金（ふるさと納税）寄附者のうち市外の者	1 回に限り、本人及び同行者 1 名まで免除（ただし、市長が発行する証明の発行日から 1 年間）	前条に掲げる文化施設すべて
消防団 自主防災組織	消防・防災目的で必要とする文化施設の状況の確認を行う場合において免除	前条に掲げる文化施設のうち、消防団又は自主防災組織（以下「団体」という。）が活動する地域内にある施設

（減免の手続等）

第4条 前条の入館料等の減免を行う場合において、文化施設が減免を行う手続又は対象者の確認方法については、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、別に減免の手続を定めている場合は、その減免の手続を適用する。

対象者	減免を行う手続又は減免を行う対象者の確認方法
新潟市観光・文化検定（ニイガタ検定）1 級及び 2 級合格者	新潟市観光・文化検定（ニイガタ検定）1 級又は 2 級の合格を証する書類の提示
タクシー運転手 観光バスの運転手・添乗員 旅館・ホテルのバス等（事業用自動車に限る。）の運転手 ベロタクシーの運転手	文化施設に対し本人である旨と本人がその業務において文化施設に連れて来た乗客である旨の申告
ガイド団体に所属するガイド	本人については、次条で規定する手続きにより、市長から発行される証票の提示 本人がその業務において同行者を文化施設に連れて来る場合においては、ガイドが文化施設に対し同行者である旨の申告
にいがた観光親善大使	にいがた観光親善大使であることを証する書類（顔写真、任期がわかるものに限る）の提示（名刺の場合は提出）
ふるさと新潟市応援寄附金（ふるさと納税）寄附者のうち市外の者	本人については、市長が発行する優待証の提示 同行者 1 名については、本人による申告
消防団 自主防災組織	団体から文化施設に対する、第 6 条で規定する手続き

2 前項で対象となるガイドは、文化施設において別にガイド行為の制度を設けている場合は、その文化施設におけるガイド行為の可否を確認したうえで、ガイド行為を行うことができる。

（ガイドの登録、証票の発行等）

第5条 ガイド団体は、所属のガイドが文化施設から入館料等の減免を受けるため、別記様式第

1号によるガイド登録（変更）申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定によりガイド登録（変更）申請書が提出された場合において、その登録を決定したときは、別記様式第2号によるガイド登録決定通知書によりガイド団体に通知するとともに、登録を希望するガイドに対し別記様式第3号によるガイド登録証を併せて交付するものとする。

3 ガイド団体は、登録のガイドに変更があったときは、速やかにガイド登録（変更）申請書により市長にその旨申請し、前項に準じた通知及び交付手続きを受けるものとする。

4 登録したガイドは、所属ガイド団体内においてガイドの登録から外れたときは、速やかに所属ガイド団体を通じてガイド登録証を返還しなければならない。

5 前4項の申請受付、決定通知及びガイド登録証交付等については、ガイド団体の主たる事務所のある区の区役所地域課において行うものとする。

（消防団又は自主防災組織への免除の手続）

第6条 団体が消防・防災目的で必要とする文化施設の状況の確認を行う場合において入館料等の減免を受けたいときは、その団体は、事前に文化施設に対し確認を行う日時、人数等を報告するとともに、確認を行う日には、文化施設に備え付ける別記様式第4号による消防団・自主防災組織入館料等免除依頼書に必要事項を記載するものとする。

（文化施設の無料観覧の日）

第7条 毎年11月3日（文化の日）を、文化施設の入館料等を免除する日とする。

2 前項の対象となる文化施設及び免除内容は、第2条に掲げる文化施設のうち、次の表のとおりとする。

免除の対象となる文化施設	免除する内容
水の駅「ビュー福島潟」、新潟市會津八一記念館、 新潟市旧齋藤家別邸、新潟市文化財旧小澤家住宅（北前船の時代館）、 新潟市新津鉄道資料館、 新潟市しろね大風呂と歴史の館、重要文化財旧笹川家住宅、 新潟市曾我・平澤記念館、新潟市潟東樋口記念美術館、 新潟市潟東歴史民俗資料館、新潟市澤将監の館、新潟市中之口先人館	入館料等
新潟市美術館、新潟市歴史博物館（みなとびあ）	常設展示の観覧料

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

ガイド登録（変更）申請書

年 月 日

（あて先）
新潟市長

申請ガイド団体

住 所

団体名

（代表者氏名）

印

担当者氏名

電話番号

新潟市文化施設の活性化のために実施する入館料等の減免に関する要綱に基づき、所属するガイドの入館料等の減免を受けたいので、次のとおりガイドの登録（変更）を申請します。

1 団体に関する資料

会則、事業内容に関して記載してください（別添可）

2 減免の対象とする文化施設名

要綱第2条及び第3条で定める対象施設の名称を記載してください。

(裏)

3 登録(変更)するガイド

番号	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

ガイド登録決定通知書

年 月 日

様

新潟市長

年 月 日に申請のあったガイドの登録申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

登録団体住所・名称等	
登録したガイド氏名	この通知書と併せて配布するガイド登録証に記載のとおり
登録についての条件	1 新潟市文化施設の活性化のために実施する入館料等の減免に関する要綱を遵守すること。 2 登録の内容について変更があったとき、登録した団体について活動を行わなくなったときは、速やかに市長に報告するとともに、配布したガイド登録証を返還すること。 3 登録ガイドに変更があったときは、速やかにガイド登録（変更）申請書を市長に提出するとともに、登録から外れたガイドのガイド登録証を返還すること。

別記様式第3号（第5条関係）

（表）

ガイド登録証		
登録番号		
新潟市文化施設の活性化のために実施する入館料等の減免に関する要綱において登録されたガイドであることを証する。		
年 月 日発行	新潟市長	印
有効期間：発行日から3年間		
減免の対象となる文化施設		
所属ガイド団体名		
登録ガイド 氏名		

（裏）

入館料等の減免を受ける際の注意事項
1 入館料等の減免を受けるときは、必ず本証を文化施設に提示してください。
2 本証に記載の登録ガイドのみ使用することができます。絶対に他人に転貸しないでください。
3 所属ガイド団体内においてガイドの登録から外れたときは、直ちに所属ガイド団体を通じて本証を返還してください。
4 その他、新潟市文化施設の活性化のために実施する入館料等の減免に関する要綱を遵守してください。

別記様式第4号（第6条関係）

消防団・自主防災組織入館料等免除依頼書

年 月 日

新潟市長 様

消防・防災目的で必要とする文化施設の状況の確認を行うため、下記のとおり入館料等の免除をお願いします。

団 体 名	
代表者住所	
代表者氏名	
電 話 番 号	
確認したい 文化施設名	
確 認 日	年 月 日
確認を行う人数	名
備 考	

※文化施設処理欄

団体からの 事前報告日	年 月 日	免 除 額	円
文化施設 確 認 欄			